

説明要旨

1. 今課題となっている、陸上自衛隊の水陸機動団のオスプレイのようなティルト・ローター機の部隊を佐賀空港に配備させていただきたい。具体的には、佐賀空港に隣接する場所に駐機場を整備し、離着陸には佐賀空港の滑走路を使用させていただきたい。
2. 併せて、市街化が進む目達原駐屯地に配備されているヘリコプターについても、佐賀空港に配備したい。従って、配備の規模としては、水陸機動団のティルト・ローター機 17 機、目達原のヘリコプターが約 50 機、駐屯する隊員は 700 名から 800 名程度を考えている。
3. また、沖縄の負担軽減のために、佐賀空港を活用し、米海兵隊に佐賀空港を利用させることも政府としては視野に入れている。米軍普天間飛行場が辺野古に移設されることに変わりはないが、沖縄県の仲井眞知事は「普天間飛行場の 5 年以内の運用停止」を求めておられる。米軍の運用の話なので政府として断定的なことを申し上げることはできないが、沖縄県の要請に応えるために、暫定的に辺野古が完成するまで佐賀空港を利用させていただくことも考えている。これが実現する場合でも、陸上自衛隊の航空機と米軍の航空機とあわせ、今回整備する駐機場の最大規模 70 機程度を超えない範囲で調整することを想定している。
4. 具体的な施設としては、空港の西側に 20~30ha の駐機場、所要の格納庫等の関連施設、駐機場と滑走路を結ぶ誘導路を整備させてもらいたいと考えている。
5. このため、必要な用地の購入を考えており、平成 27 年度概算要求に所要の用地取得費等を計上する予定である。
6. 具体的な佐賀空港の利用形態は、離発着訓練は行うが、本格的な訓練は演習場等で行うので佐賀空港で行うことはなく、演習場等への出入りに利用する。また、空港使用予定時間についても基本的に空港管理条例に沿って利用させていただく。
7. 我が国の安全保障や防衛の在り方を真剣に検討したときに、陸上自衛隊の水陸機動団のティルト・ローター機等の配備先として、及び沖縄の負担軽減のために、佐賀空港を活用させていただくことがベストであると、政府として判断したということである。